

5月1日現在  
人口 92,471人(+8,191)  
男 46,038人  
女 46,433人  
世帯数 26,471戸(+2,716)  
( )内は前年比

我孫子市役所  
市長公室企画課

電話番号が  
**(85)-1111**  
(市役所)  
5月29日から変わります。

市役所に電話をかけても、通話中の場合が多く、大変ご迷惑をおかけしてまいりましたが、5月29日から、電話番号を一新するとともに、回線数も増加し、(85)1111を回すと、すぐに市役所にかかるようになります。



# 安全で豊かな 消費生活をめざして

我孫子市消費生活市民委員会が、新たに、6月から設置されることになりました。

この市民委員会は、消費生活における諸問題について、市民自らが、調査・検討し、現状を正しく認識して、行政その他に反映させ、市民生活の安定及び向上に寄与するために設けるものです。

## 消費生活市民委員会設置要綱

我孫子市民は安全で豊かな消費生活を営む権利を有する。事業者は商品等の危害の防止、自由選択の保障、計量契約の適正化、情報提供等の義務を有する。また消費者は、消費生活に必要な知識を得し、自主的かつ合理的な生活を営むなければならない。我孫子市は、これらの権利義務及び行政の責務を具体化し、消費

	新番号	旧番号
市役所	(85)1111(代)	(82)1151(代)
教育委員会	(85)1151(代)	(82)2211
消防署	(84)0119(代)	(82)2217 (82)7330
都市改造 事務所	(85)1171(代)	(82)5808 (82)7200

者の利益の擁護及び増進をはかるため、我孫子市消費生活市民委員会を設置する。

我孫子市消費生活市民委員会は、市民の消費生活にともなう発生する様々な市民の声を聴取するとともに、現状を正しく認識し、行政その他に反映させ、市民生活の安定及び向上に積極的に寄与するものとする。

第1条 我孫子市消費生活市民委員会（以下「市民委員会」とい

昭和三十四年度消費生活市民委員会委員募集  
消費生活市民委員会設置にあたり、委員を募集することになりました。次の要綱により募集いたしますので、ふるって応募ください。

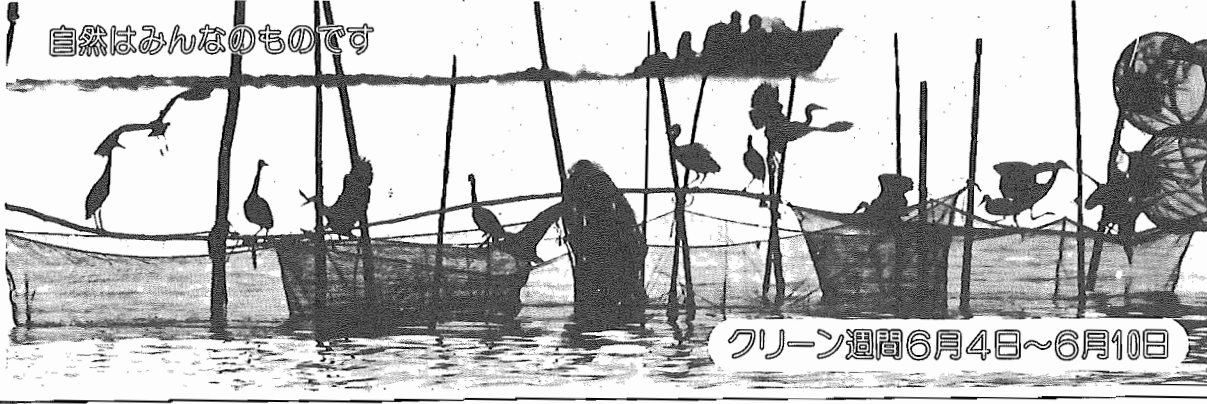
◎募集人員 50名  
◎任期 1年  
◎仕事の内容  
本年度は、消費者の権利の具体化、各種調査取組の検討、消費者啓発事業のあり方、包

うは、次の任務を遂行する。  
(1) 消費生活行政の目標設定及び政策について検討すること  
(2) 消費生活行政の運営に関すること  
(3) 市の主催する調査、会議、研修等に協力すること。

(委員)  
第2条 委員は、公務員より市長が委嘱する。  
第3条 委員の資格は、次の要件を備えている者とする。  
(1) 市内に居住する20歳以上の女性であるもの。  
(2) 委員としての職務を遂行する意思と能力を有するもの。  
(委員の任期)  
第4条 委員の任期は、一年とする。ただし、次の事由の発生に該当するときは、その職を失う。  
(1) 転出により市内でなくなつたとき。  
(2) 病気その他の理由により委員としての職務が遂行できなくなつたとき。  
(3) 市長が必要と認めるとき。  
(委員の定数)  
第5条 委員の定数は50名とする。  
(委員長及び副委員長)  
第6条 市長及び副委員長は、委員の互選により定める。  
第7条 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期に同じとする。  
第8条 委員長は、市民委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長

表、ゴミ問題及び合成洗剤問題への対応策等に重点を置いて検討いただきます。  
◎申込期間 5月20日～6月3日まで  
◎申込方法 所定の申込書(商工課にあり)にて、商工課まで申込むこと。  
◎選考 応募者多数の場合は、書類等の記載事項を慎重に考慮して選考します。  
◎委嘱 6月中旬に行います。  
◎問い合わせ 商工課内線233

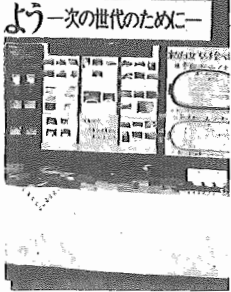
第9条 市民委員会は、会議の結果を市長に報告するものとする。  
第10条 市長は、市民委員会から報告された意見を検討し、その結果必要であると認められた場合は、関係機関に対して対策を要するものとする。  
(報告)  
第11条 市民委員会は、会議の結果を市長に報告するものとする。  
第12条 市長は、市民委員会から報告された意見を検討し、その結果必要であると認められた場合は、関係機関に対して対策を要するものとする。  
(報告)  
第13条 市民委員会は、会議の結果を市長に報告するものとする。  
第14条 市長は、市民委員会から報告された意見を検討し、その結果必要であると認められた場合は、関係機関に対して対策を要するものとする。  
(報告)  
第15条 市民委員会は、会議の結果を市長に報告するものとする。  
第16条 市長は、市民委員会から報告された意見を検討し、その結果必要であると認められた場合は、関係機関に対して対策を要するものとする。  
(報告)  
第17条 市民委員会は、会議の結果を市長に報告するものとする。  
第18条 市長は、市民委員会から報告された意見を検討し、その結果必要であると認められた場合は、関係機関に対して対策を要するものとする。  
(報告)  
第19条 市民委員会は、会議の結果を市長に報告するものとする。  
第20条 市長は、市民委員会から報告された意見を検討し、その結果必要であると認められた場合は、関係機関に対して対策を要するものとする。  
(報告)  
第21条 市民委員会は、会議の結果を市長に報告するものとする。  
第22条 市長は、市民委員会から報告された意見を検討し、その結果必要であると認められた場合は、関係機関に対して対策を要するものとする。  
(報告)  
第23条 市民委員会は、会議の結果を市長に報告するものとする。  
第24条 市長は、市民委員会から報告された意見を検討し、その結果必要であると認められた場合は、関係機関に対して対策を要するものとする。  
(報告)  
第25条 市民委員会は、会議の結果を市長に報告するものとする。  
第26条 市長は、市民委員会から報告された意見を検討し、その結果必要であると認められた場合は、関係機関に対して対策を要するものとする。  
(報告)  
第27条 市民委員会は、会議の結果を市長に報告するものとする。  
第28条 市長は、市民委員会から報告された意見を検討し、その結果必要であると認められた場合は、関係機関に対して対策を要するものとする。  
(報告)  
第29条 市民委員会は、会議の結果を市長に報告するものとする。  
第30条 市長は、市民委員会から報告された意見を検討し、その結果必要であると認められた場合は、関係機関に対して対策を要するものとする。  
(報告)  
第31条 市民委員会は、会議の結果を市長に報告するものとする。  
第32条 市長は、市民委員会から報告された意見を検討し、その結果必要であると認められた場合は、関係機関に対して対策を要するものとする。  
(報告)  
第33条 市民委員会は、会議の結果を市長に報告するものとする。  
第34条 市長は、市民委員会から報告された意見を検討し、その結果必要であると認められた場合は、関係機関に対して対策を要するものとする。  
(報告)  
第35条 市民委員会は、会議の結果を市長に報告するものとする。  
第36条 市長は、市民委員会から報告された意見を検討し、その結果必要であると認められた場合は、関係機関に対して対策を要するものとする。  
(報告)  
第37条 市民委員会は、会議の結果を市長に報告するものとする。  
第38条 市長は、市民委員会から報告された意見を検討し、その結果必要であると認められた場合は、関係機関に対して対策を要するものとする。  
(報告)  
第39条 市民委員会は、会議の結果を市長に報告するものとする。  
第40条 市長は、市民委員会から報告された意見を検討し、その結果必要であると認められた場合は、関係機関に対して対策を要するものとする。  
(報告)  
第41条 市民委員会は、会議の結果を市長に報告するものとする。  
第42条 市長は、市民委員会から報告された意見を検討し、その結果必要であると認められた場合は、関係機関に対して対策を要するものとする。  
(報告)  
第43条 市民委員会は、会議の結果を市長に報告するものとする。  
第44条 市長は、市民委員会から報告された意見を検討し、その結果必要であると認められた場合は、関係機関に対して対策を要するものとする。  
(報告)  
第45条 市民委員会は、会議の結果を市長に報告するものとする。  
第46条 市長は、市民委員会から報告された意見を検討し、その結果必要であると認められた場合は、関係機関に対して対策を要するものとする。  
(報告)  
第47条 市民委員会は、会議の結果を市長に報告するものとする。  
第48条 市長は、市民委員会から報告された意見を検討し、その結果必要であると認められた場合は、関係機関に対して対策を要するものとする。  
(報告)  
第49条 市民委員会は、会議の結果を市長に報告するものとする。  
第50条 市長は、市民委員会から報告された意見を検討し、その結果必要であると認められた場合は、関係機関に対して対策を要するものとする。  
(報告)



自然はみんなのものです

クリーン週間6月4日～6月10日

### 生活者の会



### 生活者の会

生活者の会が、市民生活の向上に努めています。各種講座や相談サービスを提供しています。

生活者の会が、市民生活の向上に努めています。各種講座や相談サービスを提供しています。

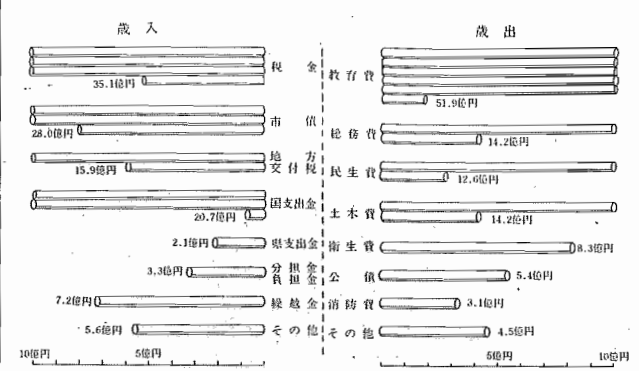
生活者の会が、市民生活の向上に努めています。各種講座や相談サービスを提供しています。

生活者の会が、市民生活の向上に努めています。各種講座や相談サービスを提供しています。

生活者の会が、市民生活の向上に努めています。各種講座や相談サービスを提供しています。

生活者の会が、市民生活の向上に努めています。各種講座や相談サービスを提供しています。

## 一般会計決算(見込)の状況



### 歳出の45%が教育費に

昭和52年度財政(見込)状況

昨年度(昭和52年4月から昭和53年3月)の決算見込状況をお知らせします。湖北小学校増改築、湖北中学校屋内運動場建設、第2中学校増改築、高山山小学校プールの工事、第4小学校改修改築併行工事など教育施設の整備が初め、市道整備、天王台西公園整備、我孫子駅南口土地区画整理、つくしの第1保育園建設、布佐青山橋橋脚工事など盛りだくさんの事業を行いました。特に教育費は51億9,000万円と歳出総額の約45%を占め、これに土木費が続いています。今回の数字はすべて見込み額です。これは、収入・支出ともに5月31日が出納閉鎖日となっているためです。

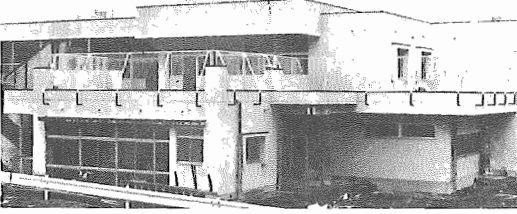
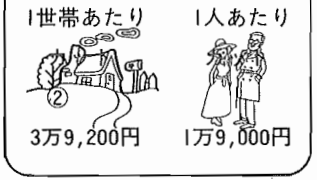
### 特別会計 単位万円

項目	収入見込	支出見込
国民健康保険	97,496	83,023
区画整理	81,298	70,395
公共下水道	37,721	35,864

### 水道事業 単位万円

項目	収入	支出
収益的収支	82,813	65,324
資本的収支	104,916	111,297

### 市税の負担状況



▲4月に開園したつくし野第1保育園

### 市の財産

建物 122,597㎡  
土地 417,410㎡  
有価証券 980万円  
基金 3億2,939万円

### 市営住宅空家の入居者募集

市営住宅に空家がございましたので入居者を募集します。

募集期間 昭和53年5月19日から6月5日まで

募集戸数 3戸

●根古屋団地 1戸(木造平家建2K)

●新木団地 1戸(木造平家建2DK)

●都部団地 1戸(簡易耐火平家2DK)

●根古屋団地 4,000円

●新木団地 5,500円

●都部団地 6,300円

●申込資格

(1)市内に住所または勤務場所があり、現に世帯を構成している人

(2)同居親族で所帯のある年齢65歳以上の人で、その人の所得から1人年20万円を控除します。

(3)寡婦控除

(4)老若者控除

(5)同居親族で所帯のある年齢65歳以上の人で、その人の所得から1人年20万円を控除します。

(6)扶養親族のうち年齢70歳以上の入で1人につき年6万円を控除します。

(7)扶養親族のうち年齢70歳以上の入で1人につき年6万円を控除します。

(8)扶養親族のうち年齢70歳以上の入で1人につき年6万円を控除します。

(9)扶養親族のうち年齢70歳以上の入で1人につき年6万円を控除します。

(10)扶養親族のうち年齢70歳以上の入で1人につき年6万円を控除します。

(11)扶養親族のうち年齢70歳以上の入で1人につき年6万円を控除します。

(12)扶養親族のうち年齢70歳以上の入で1人につき年6万円を控除します。

(13)扶養親族のうち年齢70歳以上の入で1人につき年6万円を控除します。

(14)扶養親族のうち年齢70歳以上の入で1人につき年6万円を控除します。

(15)扶養親族のうち年齢70歳以上の入で1人につき年6万円を控除します。

(16)扶養親族のうち年齢70歳以上の入で1人につき年6万円を控除します。

(17)扶養親族のうち年齢70歳以上の入で1人につき年6万円を控除します。

(18)扶養親族のうち年齢70歳以上の入で1人につき年6万円を控除します。

(19)扶養親族のうち年齢70歳以上の入で1人につき年6万円を控除します。

(20)扶養親族のうち年齢70歳以上の入で1人につき年6万円を控除します。

(21)扶養親族のうち年齢70歳以上の入で1人につき年6万円を控除します。

(22)扶養親族のうち年齢70歳以上の入で1人につき年6万円を控除します。

### 火災に備える

#### 消防団役員・分団長決まる

役職	氏名	住所	電話
団長	松島 洋	我孫子市布佐3385	(89)3427
副団長	松島 一男	我孫子市練1-4-1	(82)0607
"	曾島 清則	我孫子市日秀272	(88)2051
"	高橋 貞雄	我孫子市布佐2419	(89)3405
第1分団隊長	池下 庄一郎	我孫子市榮崎991	(82)4573
第2分団隊長	日暮 定雄	我孫子市岡見戸592	(82)6594
第3分団隊長	飯田 哲也	我孫子市布佐2383	(82)2429
第4分団隊長	土佐 倫徳	我孫子市申中73	(88)9280
第5分団隊長	小川 久喜	我孫子市新木1835	(88)2341
第6分団隊長	山口 義男	我孫子市練1-4-8	(84)3068
第1分団副隊長	中等 正夫	我孫子市布佐2-9-28	(82)3421
第2分団副隊長	大井 正章	我孫子市榮崎815	(82)6968
第3分団副隊長	堀越 肇	我孫子市青山826-2	(82)7763
第4分団副隊長	小池 善文	我孫子市下ヶ戸281	(82)4443
第5分団副隊長	渡辺 一郎	我孫子市岡見戸558	(88)0256
第6分団副隊長	西田 浩郎	我孫子市高野山290	(82)3621
第7分団副隊長	日暮 弘毅	我孫子市久寺家334-2	(82)7833
第8分団副隊長	野口 英雄	我孫子市布佐2343	(82)7260
第9分団副隊長	飯塚 利夫	我孫子市申中1479-2	(88)3095
第10分団副隊長	飯塚 秀夫	我孫子市中野1352	(88)2307
第11分団副隊長	飯塚 信幸	我孫子市申中69	(88)2339
第12分団副隊長	飯塚 成宏	我孫子市古戸176	(88)2210
第13分団副隊長	飯塚 豊島	我孫子市布佐32-2	(88)2820
第14分団副隊長	飯塚 喜一	我孫子市新木2574	(88)2374
第15分団副隊長	飯塚 正男	我孫子市新木1234	(88)2758
第16分団副隊長	飯塚 正男	我孫子市蔵地712	(88)2536
第17分団副隊長	飯塚 孝一	我孫子市深間前34	(89)2377
第18分団副隊長	飯塚 久治	我孫子市布佐2279	(89)2102
第19分団副隊長	飯塚 石井	我孫子市布佐13-8	(89)2932
第20分団副隊長	飯塚 石井	我孫子市湖北台2-7-17	(88)3421
第21分団副隊長	飯塚 石井	我孫子市湖北台2-7-17	(88)3421
第22分団副隊長	飯塚 石井	我孫子市湖北台2-7-17	(88)3421

### 「市長への手紙」から

「市長への手紙」から、市民生活の向上に努めています。各種講座や相談サービスを提供しています。

### 所得者1名の場合

所得額	1人	2人	3人	4人	5人	6人
月	1,311,599	1,755,999	2,641,999	2,301,999	2,755,999	3,061,599
年	15,739,188	21,071,988	31,703,988	27,623,988	33,071,988	36,739,188

### 我孫子市がテレビで放映されます

千葉テレビ(UHF46チャンネル)で我孫子市が紹介されます。

### 所得者2名以上の場合

所得額	1人	2人	3人	4人	5人	6人
月	834,000	1,044,000	1,244,000	1,534,000	1,744,000	2,044,000
年	10,008,000	12,528,000	14,928,000	18,408,000	20,928,000	24,528,000

### 市営住宅空家の入居者募集

市営住宅に空家がございましたので入居者を募集します。

募集期間 昭和53年5月19日から6月5日まで

募集戸数 3戸

●根古屋団地 1戸(木造平家建2K)

●新木団地 1戸(木造平家建2DK)

●都部団地 1戸(簡易耐火平家2DK)

●根古屋団地 4,000円

●新木団地 5,500円

●都部団地 6,300円

●申込資格

(1)市内に住所または勤務場所があり、現に世帯を構成している人

(2)同居親族で所帯のある年齢65歳以上の人で、その人の所得から1人年20万円を控除します。

(3)寡婦控除

(4)老若者控除

(5)同居親族で所帯のある年齢65歳以上の人で、その人の所得から1人年20万円を控除します。

(6)扶養親族のうち年齢70歳以上の入で1人につき年6万円を控除します。

(7)扶養親族のうち年齢70歳以上の入で1人につき年6万円を控除します。

(8)扶養親族のうち年齢70歳以上の入で1人につき年6万円を控除します。

(9)扶養親族のうち年齢70歳以上の入で1人につき年6万円を控除します。

(10)扶養親族のうち年齢70歳以上の入で1人につき年6万円を控除します。

(11)扶養親族のうち年齢70歳以上の入で1人につき年6万円を控除します。

(12)扶養親族のうち年齢70歳以上の入で1人につき年6万円を控除します。

(13)扶養親族のうち年齢70歳以上の入で1人につき年6万円を控除します。

(14)扶養親族のうち年齢70歳以上の入で1人につき年6万円を控除します。

(15)扶養親族のうち年齢70歳以上の入で1人につき年6万円を控除します。

(16)扶養親族のうち年齢70歳以上の入で1人につき年6万円を控除します。

(17)扶養親族のうち年齢70歳以上の入で1人につき年6万円を控除します。

(18)扶養親族のうち年齢70歳以上の入で1人につき年6万円を控除します。

(19)扶養親族のうち年齢70歳以上の入で1人につき年6万円を控除します。

(20)扶養親族のうち年齢70歳以上の入で1人につき年6万円を控除します。

(21)扶養親族のうち年齢70歳以上の入で1人につき年6万円を控除します。

(22)扶養親族のうち年齢70歳以上の入で1人につき年6万円を控除します。



消費者の窓



不用品交換コーナー

譲って下さい◆譲ります

- \*オルガン \*勉強机(大人用) \*電動オルガン \*丸テーブルと回転いす \*ベビーベッド \*シングルベッド2台 \*ライティングデスク \*ガスコンベック(大型) \*応接セット
- \*2段ベッド \*卓上ミシン \*子供用自転車 \*押入れたんす \*ブランコ(屋外用) \*社交ダンス用くつ(28cm) \*ミニハイク \*げた箱

消費者苦情相談

〈クリーニングでの事故〉

青広をクリーニングに出したところ胸のあたりにシワができた。クリーニング店に苦情を持ち込むと「縫製ミス」といわれ「もう1度仕上げてみる」と言われ預けた

がその後話がすまない。(処理経過)

クリーニング店に問い合わせたら、洋服の接着芯に合成のりが使われていたのでドライクリーニングで変化したということとメーカーに申し入れ無料の仕立てなおしが承諾された。

一注意

①現在のドライクリーニングではボタン、カフス等はこれれたり溶けたり変形することがありますが、クリーニング屋では責任をおいせん。事前に危険なものはとりはずして出しましょう。

②クリーニング事故の責任や補償は申込時に確認しましょう。③トラブルが発生した時は自分の要望や意志を明確に伝えて話し合ひましょう。

ママさんテニス会員募集

ママさんテニスクラブでは新会員を募集します。

- ▶資格 市内在住の主婦
- ▶会費 年周4,000円
- ▶練習日 毎週火・木・金曜日 午前9時30分から12時
- ▶受付日時 5月22日から27日まで 手賀沼テニスコートで受け付けますが電話でもけっこうです。

☎(82) 8868 沢田・(82) 2967 村松

▶応募 各自持込で1人3点以内(展示料1,000円)、培養1年以上のものに限る。

▶応募締切 5月21日午前中 ※先着100名に(3・4日の両日) 苗木をサービスいたします。なお両日の午前11時から実技講習をします。

▶主催 文化連盟我孫子単月会 ☎(83) 0446 藤崎

将棋大会

- ▶日時 5月28日(日) 午前10時
- ▶会場 金子卓球場
- ▶連絡先 金子亮 ☎(82) 3394
- ▶会費 1,000円(昼食付)

(我孫子将棋同好会)

「我孫子中世史講座」講座生募集

▶日時 5月から来年3月まで、毎月第3日曜日の午前10時から12時まで。

▶場所 市史郷土室(中央公民館内)

▶講師 森田洋平氏(市史研究センター顧問)

▶内容 関係中世史書の読み合わせ。現地見学。研究発表を組み合わせて我孫子中世史の研究を深める。

▶定員 20名

▶申込方法 5月16日から市史郷土室へ電話で申し込んで下さい。 ☎(84) 7661

我孫子ゴルフ協会 会員募集

市内に住所がありゴルフを愛好する方ならどなたでも会員になれます。

▶入会受付場所

- 東海銀行我孫子支店
- 海老原町 白巻27☎88-0345
- 片岡五郎 布佐2362☎89-2157

各受付場所に会則と入会申込書3000円を添えて提出。いつでも受け付けられます。提出期限は6月20日まで。

探鳥会

▶那須甲子探鳥会

▶期日 5月27日～28日 雨天決行

▶集合 午前8時30分、中央公民館前

▶交通 貸切マイクロバス利用

▶宿泊 国立那須甲子少年自然の家(福島県西白河郡西郷村真給) ☎024836-2331

▶費用 5,000円～6,000円

▶持物 27日の昼食、ちよつとした防寒着、雨がさ、懐中電灯

▶申込 遊辺☎0471(82) 0521

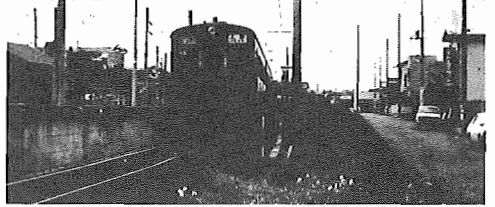
行政相談

土地・家屋・個人との関係などいろいろな相談に無料で応じます。

▶場所 我孫子駅前行政連絡所

▶日時 5月25日(木) 10:00～15:00

お知らせ



国民年金に加入しますか

国民年金には必ず加入しなければならない人と、加入してもしなくてもよいが本人の希望で加入することができるとあります。前者を強制加入被保険者、後者を任意加入被保険者として区別しています。

日本国内に住所のある20歳から60歳までの日本国民は、すべて国民年金の被保険者となります。

①厚生年金や各種共済(これらを「被用者年金」といいます)の被保険者または組合員②普通地方公共団体または特別区の議会議員③被用者年金各法に基づく老齢年金、退職年金または障害年金の受給者④被用者年金各法に基づく老齢年金または退職年金の受給資格期間を満たしている人⑤被用者年金各法に基づく、遺族年金の受給権者⑥未婚遺児留守家庭子の受給者⑦①～⑤の配偶者⑧学生と生徒の8項目に該当する方は国民年金の被保険者から除外されます。つまり、強制加入被保険者となる人は、国民年金以外の年金制度からは保障を受けられないです。

強制加入の該当者で、まだ加入していなかったり加入していても保険料を未納しているため受給権を確保することができない見込みの方は年金係まで相談して下さい。7月の法律改正で抜済の道が開かれる予定です。

強制加入被保険者となる人は、国民年金以外の年金制度からは保障を受けられないです。

強制加入の該当者で、まだ加入していなかったり加入していても保険料を未納しているため受給権を確保することができない見込みの方は年金係まで相談して下さい。7月の法律改正で抜済の道が開かれる予定です。

強制加入の該当者で、まだ加入していなかったり加入していても保険料を未納しているため受給権を確保することができない見込みの方は年金係まで相談して下さい。7月の法律改正で抜済の道が開かれる予定です。

強制加入の該当者で、まだ加入していなかったり加入していても保険料を未納しているため受給権を確保することができない見込みの方は年金係まで相談して下さい。7月の法律改正で抜済の道が開かれる予定です。

年金相談どうぞ

国民年金や厚生年金などで、疑問があったり請求手続きがわからなかったりした時は、年金係に電話する方が直接来ただけよりもいいのですが、毎月第1・3日曜日に行っている年金相談を利用すれば、より詳しく知ることが出来ます。費用は無料。今月の相談日は次のとおりです。

▶日時 5月18日(木) 午前10時から午後3時まで。

▶場所 湖北台支所 (国民年金課)

人口紅門でお悩みの方へ

療後の相談と療育体験を通じて同病に悩む者の親睦会をつくりませんか。私も同病の1人です。

▶連絡先 我孫子市緑2-5-9 池上義夫 ☎(82) 1757

電話での連絡は午後2時以降に役間にお願ひします。

テレホンサービス

電話をかけることにより、市の業務がわかります。

平日は1週間の業務、日曜・休日には、日曜・休日当番医がわかります。(24時間可能)

児童手当制度

児童手当は日本国内に住所がある日本国民が次の条件にあてはまっていると支給されます。

①18歳未満の児童を3人以上養育し、そのうち1人以上が義務教育終了前の児童(中学校を卒業するまでの児童)であること。

②前年の収入が一定の額(たとえば給与所得者については扶養親族が5人の場合465万5000円)に満たないこと。

(支給額) 児童手当の額は3人以上の児童のうち出生順に数えて3人目以降の義務教育終了前児童1人につき月額5000円です。

支払いは、認定をした市町村長が毎年度6月・10月・2月の3回に分けて、それぞれの月の前月までの4か月分をまとめて支払います。

\*昭和53年児童手当所得要件限度額は表のとおりです。(福祉事務所)

昭和53年児童手当所得要件限度表

扶養親族等及び児童数	限度額
0	2,226,000
1	2,486,000
2	2,746,000
3	3,006,000
4	3,266,000
5	3,526,000
6	3,786,000
7	4,046,000
8	4,306,000
9	4,566,000
10	略

水道施設見学会

私たちを対象に水道施設見学会を行います。

▶申込み 水道部業務課庶務係 ☎(88) 3111

危険物取扱者試験

▶種類 乙種第1類から第6類までの各危険物取扱者試験

▶日程 7月9日(日) 午前10時から6月8日(木) まで、午前9時から午後4時

▶受験資格 受験しようとする種の危険物取扱実務経験が6カ月以上(危険物製造所等の事業主の証明書必要)

▶提出書類 受験願書(消防本部予防課にあります)、写真1枚(願書提出前6カ月以内に撮影したもので縦4cm、横3cmの無傷、正面上半身像無背景のもの)

▶受験手数料 2000円(千葉県収入証紙、市役所にあります)

▶申込み先 消防本部予防課に直接申込して下さい。

16火	ツベルクリン反動=我孫子商工産館9:00~11:45 我孫子駅前行政連絡所13:00~14:00 つづし荘休館日 図書館貸出日=中央公民館図書室12:00~16:30 法務相談=市民相談室9:00~15:00
17水	
18木	年金相談=湖北台支所10:00~16:00 BCG判定=商工会館9:00~11:45 我孫子駅前行政連絡所13:00~14:00 図書館貸出日=中央公民館図書室9:00~15:00
19金	健康相談=市民相談室9:00~12:00、13:00~16:00
20土	図書館貸出日=中央公民館図書室9:00~15:00
21日	日曜当番医=藤本内科医院(内・小)山2-11-7
22月	育児相談=商工会館9:30~11:00、13:00~15:00 つづし荘休館日 心配ごと相談=布佐支所9:00~15:00
23火	育児相談=我孫子駅前行政連絡所9:30~11:00、13:00~15:00 図書館貸出日=中央公民館図書室9:00~15:00
24水	針灸無料治療=つづし荘10:00~15:00
25木	図書館貸出日=中央公民館図書室9:00~15:00 消費者苦情相談=市民相談室10:00~15:00 行政相談・人権擁護相談=10:00~15:00 老人健康相談=つづし荘13:30~15:00
26金	
27土	探鳥会(~28日)=那須甲子、中央公民館前8:30 図書館貸出日=中央公民館図書室9:00~15:00
28日	日曜当番医=中央病院(外・産・小)湖北台4-6-1 将棋大会=金子卓球場10:00
29月	つづし荘休館日
30火	図書館貸出日=中央公民館図書室9:00~15:00 つづし荘休館日
31水	市税出張徴収=真淵寺、商工会館、湖北台支所 9:30~16:00

5月後期